

寄付金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人中部圏地域創造ファンド（以下、「この法人」という）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の募集)

第2条 この法人は、定款第3条に掲げる目的及び同4条に掲げる事業を実現するための原資に充てるために、寄付金を広く募集するものとする。

2 この法人は、民間公益活動等への支援事業の内容、形態により複数種類の基金を設け、運営・管理するものとし、前項により受領した寄付金は、寄付者の意思に沿った基金に受け入れるものとする。

3 この法人の運営を支援する目的の基金を除き、基金の70%を助成対象団体への助成に、30%を基金を運営管理するために必要な経費に充てることを原則とする。

4 前項の助成対象団体への助成には、資金支援のみならず、専門家の派遣など非資金支援を含む。

(募集要項等の交付)

第3条 寄付金を募集するにあたっては、寄付金募集の趣旨、基金の種類とその内容、寄付申込と振込方法等が明示された募集要項を事前に交付するものとする。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募集要項を公開し、これに賛同して寄付した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第4条 寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄付者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、この法人の寄付金額、受入基金の種類名及び受領年月日を記載するものとする。

(基金に係る結果の報告)

第5条 この法人は、各基金の事業終了後速やかに寄付金総額、使途その他必要な事項を記載する報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(個人情報保護)

第6条 寄付者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(細則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則 この規程は、平成30年10月15日より施行する。(平成30年10月15日理事会決議)

附 則 この規程は、2026年1月9日より施行する。(2026年1月9日理事会決議)